

○春日井市附属機関設置条例（抜粋）

平成27年 3 月20日

条例第 2 号

改正 平成27年 9 月30日 条例第40号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員の定数）

第 3 条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、第 2 条第 1 項の附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年条例第40号）

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

（平27条例40・一部改正）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	《省略》		
	春日井市地域自立支援協議会	相談支援事業の運営評価の実施に関する事項、地域の関係機関のネットワークに関する事項、地域の社会資源の開発及び改善に関する事項、相談支援事業の機能の強化に関する事項並びに困難事例への対応のあり方に関する事項についての審議	15人以内

《省略》